

実験後 VTR による他者評価を行い介助の技術的な項目の得点をまとめた。項目の内容は、(1) タオルは正しい位置で使えたか、(2) 介助の位置、体勢は正しいか、(3) 介助時に使用する物の選択は正しいか、(4) ストロー、コップの口にあてる位置は正しいか、である。

正しくできたを1点、間違えたを0点として合計した1～4の平均得点を Figure. 1 に示した。介助技術の点数は、文章とビデオ、文章、情報なしの順に高くなっている。情報の形態によって介助技術に差があるかどうかを検討するために、情報の形態（情報なし×文章×文章とビデオ）の1要因の分散分析を実施したところ有意差が見られた ( $F(2, 70)=26.07, p<.001$ )。多重比較の結果、情報なしは文章、文章とビデオより評価の点数が有意に低かった。このことから、情報があることで介助技術はほぼ正しく伝えられることが分かる。

また、情報の形態によって質問回数に差があるかどうかを検討するために、情報の形態（情報なし×文章×文章とビデオ）の1要因の分散分析を実施したところ有意差が見られた ( $F(2, 68)=12.02, p<.001$ )。多重比較の結果、情報なしは、文章、文章とビデオより質問回数が有意に多かった (Table 3)。

以上のことから、介助成績は、被介助者、介助者の評価では3条件に差は見ら

れなかったが、他者評価では、情報が無い場合低い点数となり、情報があることで介助成績が良くなると考えられる。被介助者、介助者の評価では3条件に差が見られなかった理由として、ほとんどの介助者が障害を持つ人の介護をした経験が無かったため、こういった状態が上手くできたかという基準が無く、どの条件の介助でも初めてで上手くはできなかったと判断したためと考えられる。また、介助に関する質問回数は情報なしが一番多くなっている。このことから、情報なしでは、介助に関する質問をして、情報を得ようとしているが、介助成績は低くなっており、初めての介助では質問をして介助の情報を得ることは難しく、情報の必要性が分かる。

Table 1 被介助者による介助の上手さの平均点数

	情報無し	文章	文章とビデオ
平均	3.1	3.6	3.4
SD	1.4	1.2	1.1

Table 2 介助者による介助の上手さの平均点数

	情報無し	文章	文章とビデオ
平均	2.8	2.8	3
SD	1.3	1.3	1.4

Table 3 平均質問回数

	情報無し	文章	文章とビデオ
平均	3.4	0.9	1.2
標準偏差	3.6	1.1	2.2

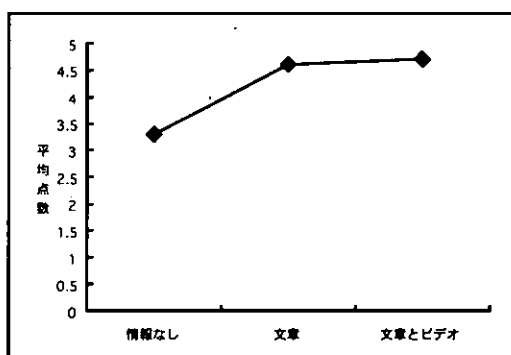


Figure. 1 他者による介助技術の平均点数

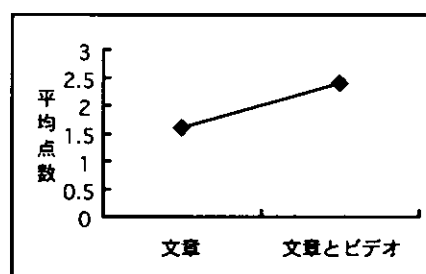


Figure.2 3回を通しての安心感の評価の平均点数

Table 4 被介助者による介助時の安心感の平均点数

	情報無し	文章	文章とビデオ
平均	2.6	3.1	3.1
SD	1	1.1	1.3

Table 5 介助者による介助時の安心感の平均点数の平均点数

	情報無し	文章	文章とビデオ
平均	2.1	2.4	2.5
標準偏差	1.3	1.4	1.5

### 3-2 介助時の安心感について

Table 4に示したように被介助者が介助を受けた時の安心感は、文章、文章とビデオが3.1で情報なしの2.6に比べて高くなっている。情報の形態によって介助時の安心感に差があるかどうかを検討するために、情報の形態（情報なし、文章、文章とビデオ）を条件として1要因の分散分析を行ったが、有意な差は見られなかった。

Table 5に介助者の介助時の安心感を評価した平均得点を示した。介助をした時の安心感は、文章とビデオ、文章、情報なしの順に高くなっている。しかし、分散分析の結果、有意な差は見られなかった。このように、介助時の安心感については、3条件で有意な差はみられなかった。これは、被介助者、介助者にとって、1回の介助ごとの安心感の比較が難しかったためと考えられる。また、特に介助者のほとんどが介助が初めてであったため、介助を行うという緊張がどの条件でも高かったと考えられる。

しかし、介助者に、3回を通しての介助時の安心感についてアンケートを行い情報の形態によって安心感に差があるかどうかを検討するために、情報の形態（文章、文章とビデオ）を条件として1要因の分散分析を実施ところ、有意差が見られ ( $F(1, 35)=10.30, p<.001$ )、文章とビデオによる情報があった方が、文章情報だけよりも安心感が高いことが明らかになった。相対評価では、文章によ

る情報だけよりも、文章とビデオによる情報のほうが介助時の安心感が高くなっており、ビデオによる情報が介助における安心感を高める効果があるといえる。Figure. 2に3回を通しての安心感の評価の平均点を示した。

### 3-3 介助中の困ったことについて

Table 6に被介助者の介助中に困ったことがあったかどうかの回答を示した。情報なしでは困ったことがあったと答えた人数が一番多かったが、コクランのQ検定の結果、有意な差は無かった。Table 7に介助者の介助中に困ったことがあったかどうかの回答を示した。困ったことがあったと答えた人数は、情報なし、文章とビデオ、文章の順に増えているが、コクランのQ検定の結果、有意な差は無かった。被介助者、介助者ともに、困ったことの有無については、3条件で有意な差はみられなかった。

介助者の介助中の困ったことを、資料1に示した。その内容は大きく分けると、介助方法について、コミュニケーションについて、情報についての3つであった。介助方法については、情報なしの場合、「どうすればいいかまったく分からなかった。」、「どう飲ませるのか分からなかった」というような、介助自体に対する困ったことが多く挙げられた。文章、文章とビデオの場合は、「コップを傾ける速さが合っていたか不安だった。」、「ス

トローをくわえてもらうのが難しかった。」というような、情報からは読み取りにくかったことや、実際に介助してみても上手くできなかつたことが困ったこととして挙げられていた。コミュニケーションについて困ったことは情報なしの場合が多く、質問して情報を得ようとするが、コミュニケーションが上手いかわりに困ったことが分かる。また、情報について困ったことでは、情報なしの場合、「情報が無い不安が大きかった」、「情報が無いとどうしてよいか分からず前と同じようにした」、文章の場合では「説明文がわかりにくかった」、「文を読んでも今ひとつ理解できなかつた」というような、意見が挙げられた。文章とビデオの場合では、情報について困ったことはなく「ビデオは体勢を作るのに役に立った」、「説明文を読むだけでは何ヶ所か分からないところがあったが、ビデオを見たらどういう風にすればよいかよくわかつた」といった映像が役に立ったとい

う意見が見られた。

被介助者の介助中の困ったことを資料2に示した。その内容は大きく分けると、介助の不具合、コミュニケーションについて、の2つであった。3条件とも、介助の不具合に対する困ったことが多くあげられた。また、コミュニケーションについて困ったことは、情報なしの場合が多く、「量を聞いてくれたが、多くして欲しかったのに、少なくなった。」、「一気に飲むかどうか聞いたので、いいえと答えたが、一気にきた。」というような意見が挙げられている。文章、文章とビデオの場合では、「コップかストローかを質問せずに、急に介助を始めた。」というような介助者からの質問が無いことを困ったこととしてあげる被介助者がいた。以上のことから、情報の形態によらず被介助者、介助者は介助中に困ったことが発生しており、その理由として、情報が無い場合は介助方法が分からない、質問してもコミュニケーションの難しさから情報が得られない、といったことが困ったこととして挙げられ、情報がある場合は、やってみたところ上手くできないというものが困ったことに挙げられているためであると考えられる。また、ビデオがあることで介助者が文章では分からなかつた部分を理解できることも分かつた。

Table 6 被介助者の困ったことの有無

	有	無し
情報無し	25	11
文章	24	12

Table 7 介助者の困ったことの有無

	有	無し
情報無し	18	18
文章	12	24

### 3-4 情報の有用性について

Table 8に1回の実験ごとの情報の有用性の評価の平均点を示した。文章とビデオのほうが、文章より高い点数であったが、情報の形態（情報なし、文章、文章とビデオ）を条件として1要因の分散分析を行ったところ有意な差は見られなかった。しかし、3回を通しての介助時の情報の有用性についてアンケートを行い、情報の形態によって情報の有用性に差があるかどうかを検討するために、情報の形態（文章、文章とビデオ）を条件として1要因の分散分析を実施したところ有意差が見られ ( $F(1, 35)=6.01$ ,  $p<0.01$ ) 文章とビデオによる情報が、文章情報よりも有用性が高いといえる。Figure. 3に3回を通しての情報の有用性の平均点を示す。

Table 8 情報の有用性の平均点数

	文章	文章とビデオ
平均	4.2	4.4
標準偏差	1	0.8

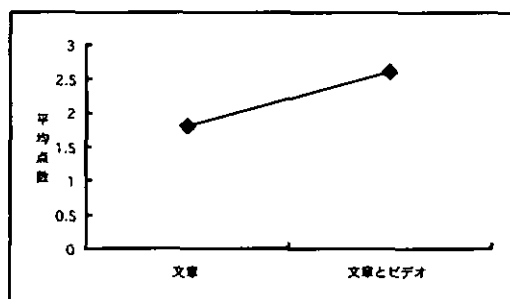


Figure. 3 3回を通しての情報の有用性の平均点数

### 4 総合考察

本研究では、介助に関する情報が無い場合と、文章だけの場合、文章とビデオがある場合の3条件で実際に介助を行い、それについての被介助者、介助者からのアンケートと、VTRによる他者評価により、介助するに当たってビデオによる情報は有効かどうかを検討した。その結果、介助の上手さ、安心感については、1回の実験終了後ごとのアンケートでは、3条件に差がなかった。その理由として、介助者のほとんどが障害を持つ人の介護経験が無く、初めての介助行為自体に気をとられて情報の形態によらず、上手くできなかった、緊張した、との感想を持ったため、評価に天井効果が見られたためと考えられる。しかし、3回の実験を通し情報が無いときに比較しての介助時の安心感を介助者に尋ねたところ、文章とビデオがある場合が安心感が高くなっており、ビデオがあることで、安心して介助をすることができたといえる。他者評価による介助技術については、情報が無い場合は、間違った介助をすることが多かった。文章がある場合と文章とビデオがある場合では有意な差は見られなかったが、数人ずつではあるが、文章とビデオがある場合のほうが間違いは減っている。特に、介助の位置や体勢、ストロー、コップが口に当たる位置については、文章だけの場合は間違えた人数が文章とビデオがある場合より、3,4人多くなっていた。このことから、文章だ

けでは全体的な体勢や、細かな位置について正確に知るのは難しいが、ビデオがあることで、そういった情報が伝わるということが分かった。

また、3回の実験を通して情報の有用性を尋ねたところ、文章より、文章とビデオのほうが高くなっており、自由記述にも、「ビデオは体勢を作るのに役に立った。」「説明文では何ヶ所か分からないところがあったが、ビデオを見たらどういう風にすればよいのか分かった。」という意見が見られた。

介助中の困ったことについては、被介助者、介助者ともに、3条件による差はなく、それぞれの場合で困ったことが分かった。介助者は、初めての状態での介助は上手くできななかったと感じていることから、どの条件でも困ったことが発生したと考えられる。また、被介助者は、介助の不具合を困ったこととして挙げており、どの条件でも初めての介助者の介助にいくらかの不具合を感じたということだと考えられる。しかし、中には、文章とビデオで介助に関する情報を知っている介助者が質問をしないことで、不安を感じる被介助者もおり、それが困ったことに挙がっていた。また、介助者では、情報が無い不安や、文章による情報の分かりにくさが困ったことに挙がっていた。このように、困ったことはどの条件でもあったが、文章では分かりにくかった内容をビデオの映像で示すことで、困ることを少なくすることがで

きると考えられる。

以上のことから、ビデオによる映像の情報は、介助者の介助時の安心感を高め、技術についての成功率を上げることに有効であるといえる。また、映像を見たことで文章では分からなかったことが分かったという意見もあり、情報を分かりやすく伝えることもできると考えられる。特に、「食事」、「コミュニケーション」、「身体に関すること」といった項目は、論文1の結果の通り、分かりにくい記述が多かったため、映像による情報の伝達が有効であると考えられる。しかし、情報があるために、介助者が質問をしないことに不安を持つ被介助者がいたことから、介助時におけるコミュニケーションについても情報として入れることを考えなければならない。また、本研究では加えなかったが、音声による情報伝達は、介助をしながら聞くことができるため、有効な伝達手段になる可能性が考えられる。

#### 引用文献

林安紀子・橋本創一・菅野敦・池田一成・為川雄二・世木秀明（1999）個別教育記録のマルチメディア・データベース化に関する研究—学校現場における個に応じた教育の計画・実践・評価、及び学校内外関係者との連携に役立つ個別情報の収集・管理について—。発達障害をもつ幼児・児童への個に応じた教育支援システ

ムに関する研究 (2). 教育診断－治療教育システム学研究会研究成果報告書、東京学芸大学特殊教育研究施設.

国立特殊教育総合研究所 国立久里浜養護学校 (2000) 共同研究報告書 重度・重複障害児に対する幼・小・中学部一貫した教育内容・方法に関する研究－学部間・学校間の移行に焦点をあてて－. 国立特殊教育総合研究所 国立久里浜養護学校.

西谷淳 (2000) パソコンを活かした授業実践例 授業を支えるネットワーク－イントラネットで保護者や専門機関と情報交換－. 発達の違いと教育, 516, 12 - 13.

鶴田雄二 (2001) 情報教育の推進. 障害児の授業研究, 79, 62.

<報告3> 情報伝達における映像の有効性の検討

(資料1) 介助者の介助時の困ったこと

情報無し	文章	文章とビデオ
話しかける方が言いか、黙って飲んでもらえばいいか分からなかった。	相手の意思が分からなかった。どれくらいの量を一度に飲むか、ストローを口から離すか等。ストローが想像と違ってチューブだった。	ビデオではストローを使ってなかったが、あったので使うかどうか迷った。
始めに上手くコミュニケーションがとれずとまどった。	途中で休みを入れるかどうか。少なくなってくると頭の動きでストローが飲み物から外れるので難しかった。	ストローが口から出てしまう。
1回に飲める量がどれくらいか確認する方法が見つからなかった。少しずつにして様子を見た。	首を振っているのに無理やり飲ませた気がする。	どのように始めればよいか分からなかった。本当に伝わっているか自信がなかった。
情報が無い不安が大きかった。	「はい」「いいえ」があいまいになってしまった。	どれくらいずつ飲むのが適当か難しかった。
なんと言って質問すれば良いかわからず困った。	コップを傾ける速さが合っていたか不安だった。	障害者の方に接することがあまり無いので、気持ちの上で落ち着かなかった。
始めの人は情報によりどうすればいいか分かっていたが、今回は情報が無かったのでどうすればよいか分からなかった。ストロー無しでどう飲むか分からなかった。	声のかけ方や、飲んでくれるまでどのようにしたらいいか困った。	コップ、ストローの支え方、タオルの当て方がはじめ上手いかなかった。上手く介助できないときの声のかけ方、聞き方が難しかった。
ストローを口に含ませるときに戸惑った。ストローを入れすぎて飲みにくかったかも。初対面は緊張する。	ストローがあったので、それを使い介助したが、口に入らずあせった。直接コップでしてからはスムーズにできた。	唇を無理やり開けてしまった。文章では閉じるとかいてあったのに、開けると勘違いしていた。タオルもひくと書いてあるのに、添えると思っていた。
飲んでいる途中どうすればよいか分からなかった。	ストローが口に入っても上手く口を閉じることが出来なかった。本人は協力してくれたが、ストローが動いて上手く吸えなかった。腕の長さとお君の大きさが上手く合わない感じで難しかった。	ストローをどこまで入れていいかわからなかった。口を閉じようとしても上手くできなかった。
1,2回目とも立つ場所や使うものの情報があり、どうすればよいか頭で整理できたが、今回は情	一気に飲めると書いてあったが、少しずつのほうが飲みやすいのではないかとしなが	ストローを口の奥に入れてしまい、苦しい思いをさせたかもしれない。



<報告3> 情報伝達における映像の有効性の検討

報が無くて困った。	ら考えた。	
連続して飲んでもらったが、ほんとはもっとゆ っくりがよかったかも。	何をすればいいかわからなくなった。説明 文が分かりにくかった。	口がなかなか開かなかったので、嫌がって いるように感じて、上手く介助ができなか った。
質問してもすぐに答えがわからず困った。	1回にどれくらいの量をのめるか分からな くて困った。飲み込む前に次のを入れてし まった。	一度に飲める量が分かりにくい。緊張で手 が震えてたくさん口に入ってしまった。コ ミュニケーションが上手くできたか心配 だった。
飲んでもらえなかった。何か足りなかったのか と思う。あごの支え方とか。	前のように上手くできなかった。頭をおこ すところからできなくて、ストローを口には さむのができなかった。	気持ちが分からなかった。ビデオは体勢を 作るのには役に立った。
どのくらいのスピードで飲むのか分からなかつ たので、コップを傾けすぎたかも。	一度にどれくらいの量を飲むか、コップの 傾け方に困った。	タイミングがあっていたかわからなかつ た。飲みたい時、飲みたい時がわから なかった。
ストローを使わないと言ったが、直接飲ませて 本当にいいのが困った。	飲ませる速さが速すぎないか気になった。	どれくらい一気にのめるか分からなかつ た。「もういらない、ちょっと待って」の サインに気づくのが遅かった。
頭が横に向いていて、コップではどのように注 げばいいかわからなかった。ストローは使えな いといわれ焦った。	飲むときに鼻のほうへお茶が行くのが苦し いのではと思った。どれくらいずつ飲むか 分からなかった。	ストローをくわえてもらうことが出来な かった。どうすれば飲みやすいか分からな かった。
「はい」「いいえ」がよくわからなかった。もう 少し一緒にいれば相手の動きの意味がある程度 分かったかも。	文章が長く覚えきれなかった。覚えるのに 時間がかかった。	ストローをくわえてもらうのが難しな かった。
質問の仕方が悪くて混乱した。	文章が分かるようで、ぜんぜん分からな かった。イメージがわきにくい。どうすれば いいか分からず困った。どうすればいいか ビデオを見たら分かると思う。	いっぱい流し込んでしまった。もう少し少 しづつがよかった。
情報が無いとどうしていいのかわからず、前と 同じようにした。	嫌な思いをさせたかも。	「少しづつ数回に分けて」の少しづつが、 丁度よかったかどうか分からなかった。
どのくらいの量を飲ませればよいか分からな かった。	苦しくないか心配だった。	ストローを使っても口に届いてなかった ので、頭の場所が違うのかと思ったので、 動かしてみたが、だめだった。緊張してい

<報告3> 情報伝達における映像の有効性の検討

		て「はい」「いいえ」がよくわからなかった。情報自体は役に立ったのに、生かせなかった。
気道に入ったりしないか、のどを通っているのか分からなかった。1回にどれくらい飲むのか、いつ飲むのが分からなかった。	説明文にはコップを使うとかいてあったが、ストローがあったので、使うか聞いてみた。	ストローをどこまで入れていいかわからなかった。どの角度が吸いやすいか。どう力を入れて抱え込むか。
どう飲ませるのが分からなかった。	文を読んでも今ひとつ理解できなかった。	どれくらいの量なら飲んでもらえるか分からなかった。
ストローで飲みたいという彼の意思。でもストローで飲めない又は飲ませ方が悪い。コップを持っていくと「ノー」。どうすればいいの？	文章だけだと、自分の行動が合っているのかわかりかねる。映像があったほうがわかりやすい。	ストローを使ったほうが飲みやすいのでばと迷った。
無理に注ぐような感じになってしまい、つらそうだった。	無理やり気味だったのでは、ペースが遅すぎたかも、と不安だった。	
「はい」「いいえ」が上手く判別できなかった。	腕を回しきれずに手が届かなかった。ストローが上手く使えなかった。	
どうすればいいかまったく分からなかった。		
ストローを使っただけの飲ませ方がよくわからなかった。どこまでのことが出来るのか分からなかったために困った。		

<報告3> 情報伝達における映像の有効性の検討

(資料2) 被介助者が、介助時に困ったこと

情報無し	文章	文章とビデオ
はじめに相手が悩んでいた。	はじめの質問の意味がわからなかった。	ストローを使おうとして困った。
相手が緊張していた。	量を聞いてくれたが、1回試したくらいで聞いて欲しい。後から聞かれても遅い。	1回の量が多かったり少なかったりした。
質問をせずにストローをずっと使おうとした。嫌が通じなかった。	タオルの位置がおかしかった。コップに指が入っていた。	量が少なくて、タイミングが取りにくかった。
質問が多かった。ストローを入れるとき戸惑っていた。	ストローを使おうとして困った。	介助の位置が離れすぎ。
タオルの位置がおかしかった。介助する位置が離れすぎ。	ストローが奥すぎた。*	お茶の量が少なかった。
1回の量が多すぎた。	ストローが奥すぎた。*	頭の介助がなかった。*
コップが下だったので困った。	1回の量が多かったり少なかったりした。でも飲みやすかった。	1回の量が多かったり少なかったりした。
ストローは要らないと言ったが、通じなかった。下向きにしたのでこぼれた。	頭の介助がなかった。*	質問に答えただけ、通じてなかった。
お茶の量が少なかった。3回で終われるのに6回に分けていた。	頭の介助がなかった。*	コップかストローかを質問せずに、急に介助はじめたのでびっくりした。
一気に飲むかどうか聞いたので、「いいえ」と答えたが、一気にきた。	頭の介助がなかった。*	コップかストローかを質問せずに、急に介助はじめた。
質問が答えにくかった。頭の介助がなかった。*	ストローだけできたので困った。	介助の位置が逆だった。*
はじめ立つ位置に迷っていた。量を聞いてくれたが、多くして欲しかったのに、少なくなった。	コップかストローかを質問せずに、急に介助はじめた。	1回の量が少なかった。コップかストローかを質問せずに、急に介助はじめた。
はじめ、前から介助しそうだった。		コップかストローかを質問せずに、急に介助はじめた。
タオルを忘れていたので、不安だった。量が多かったり少なかったりした。		
頭の介助をして欲しかった。		
ストローが良いといったが、コップで飲ませた。		
相手が緊張していた。		
コップ、ストローを何回も変えたので困った。頭の介助がなかった。*		
頭の介助がなかった。*		

\*は、実験者の質問に対して被介助者Dに「はい」「いいえ」で答えてもらったため、参考とする

## 第二部

### 重度障害のある人の個人情報はい どのように扱われるべきか？

—障害のある人の個人情報の取り扱いについての法的解釈—

#### 分担研究者

中野泰志（東京大学）

#### 研究協力者

古畑英雄（東京大学）

前田晃秀（東京大学）

岩淵守（ワシントン大学）

松丸久美子（東京大学）

＜報告4＞

# 重度障害のある人への支援の充実と個人情報保護

—プライバシー保護のための法令・条約・基準—

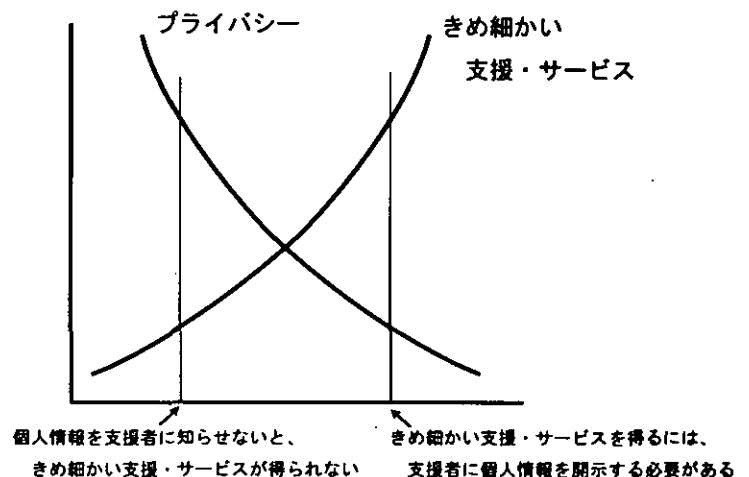
古畑英雄・前田晃秀・中野泰志\*<sup>1</sup>

## 1 はじめに

音声言語でのコミュニケーションが困難な重度障害のある人の意思伝達を支援する際、支援やサービスと個人情報保護の間でトレードオフを考える必要がある。より充実した支援やサービスを受けるためには、個人情報の開示が必要になる場合が少なくない。しかし、個人情報を開示すれば、プライバシーが侵害される可能性も増えるわけであり、プライバシーを護りつつ、適切なサービスを受けられるように選択を行う必要がある（図1に、支援・サービスの充実とプライバシーの関係を示した）。例えば、排泄に関してよりきめ細かい支援を受けようとするならば、下着や排泄器等、通常は人に見せることがない箇所を開示せざるを得ない。また、排泄量や健康状態等のプライベートな情報を、支援者に知られてしまう。このように、重度障害のある人への人的支援に際しては、支援内容の向上とプライバシー保護のトレードオフを考慮する必要がある。

## 2 プライバシーを保護するために制定されている法令・条約

福祉や教育の現場においては、より質の高い支援やサービスを求めるあまりに、プライバシー保護の意識が不足している場合が少なくない。しかし、いくら本人のために、質の高い支援を提供するためでも、プライバシー保護は、憲法で保障されている重要な人権であり、遵守する必要がある。そこで、本報告では、プライバシーや個人情報がどのような法令・条約によって保護されているかを整理した。以下、プライバシーの保護や個人情報の取り扱い、守秘義務なども含めた個人情報保護に関連する法令・条約を



\*1：東京大学先端科学技術研究センター

図1「個人情報をどれだけ開示するか」と「支援・サービスのきめ細かさ」の関係（概念図）

列挙する。

## 2-1 プライバシーの保護

### ・日本国憲法

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### ・統計法

第十四条 指定統計調査、第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

### ・世界人権宣言

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻

撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

・市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）

第十七条 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

・児童の権利に関する条約 - 第十六条

第十六条 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

## 2-2 個人情報の保護<sup>注1</sup>

- ・個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

第二十二條 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律

第五條 行政機関の長は、開示請求

注1：

個人情報保護関連5法（「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）については、その条項のほとんどが個人情報保護に関連しているため、具体的な条文については省略した。

があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第十六條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二條から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。

2. 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。」

第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務（紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 派遣元事業主は、労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

・確定拠出年金法

第四十三条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業

務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

・職業安定法

第五条の四 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする



者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 公共職業安定所等は、求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。」

・人に関するクローン技術等の規制に関する法律

第十三条 第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 2-3 秘密保持義務・守秘義務

・住民基本台帳法

第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員（本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。」

・国家公務員法

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

・地方公務員法

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等

に関する法律

第二十四条の四 派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

・電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

・有線電気通信法

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

・電波法

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項の通信たるものを除く。第百九条において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

・身体障害者福祉法

第二十六条の三 身体障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

・社会福祉士及び介護福祉士法<sup>注2</sup>

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

### 3 支援・サービス内容の充実とプライバシー保護の両立の必要性

音声言語でのコミュニケーションが困難な重度障害のある人の支援やサービスを充実させるためには、支援を提供するために必要な個人情報もある。例えば、介護サービスを受けるためには、表1の介護保険認定調査票（チェックリスト）に示したような個人情報が必要不可欠である。つまり、個人情報保護の観点と支援やサービスに必要な情報開示の両立が

注2：

社会福祉士・介護福祉士以外に守秘義務を負うものとしては、公認会計士（公認会計士法27条）、行政書士（行政書士法12条）、司法書士（司法書士法24条）、税理士（税理士法38条）、弁理士（弁理士法30条）、社会保険労務士（社会保険労務士法21条）、弁護士（弁護士法23条）などがある。

必要になるわけである。

支援・サービス内容の充実とプライバシー保護の両立を考える際、2つの相反する要件のトレードオフを何らかの基準で考える必要がある。そのためには、開示した情報が支援やサービス内容の充実度（満足度）にどのように影響するのかを明らかにする必要がある。また、この支援・サービスと情報開示の関係性をユーザがわかるような形式で伝え、同意を得る必要がある。

#### 4 支援・サービス内容の充実とプライバシー保護の両立の際の留意点

##### 4-1 ユーザの判断能力の有無

コミュニケーションが困難な重度障害のある人の場合、この同意を得る際に留意すべきことがある。本人が同意できる判断能力があるかどうかである。同意できる判断能力がある場合には、本人の同意があれば問題はない。しかし、判断能力が十分でない場合には、後見人等の同意が必要となる。ところが、法定後見は、あくまで申し立てによって行われる制度であるため、判断能力もないが、後見人もいないというケースもある。このようなケースにおいてどのように個人情報を保護しつつ、支援に必要な個人情報を取り扱うかについては、報告5で詳細に論じる。

##### 4-2 守秘義務契約をどうするか？

支援やサービスの過程で知り得た個人情報に関する守秘義務の遵守も留意すべ

き点である。支援者が国公立の教職員や公立施設の職員の場合、国家公務員法100条、地方公務員法34条に守秘義務に関する規定が明記されている。また、施設等の社会福祉士、介護福祉士、看護師、医師等の国家試験を有する職員についてもそれぞれの法律より、守秘義務が規定されている。しかし、ビジネスやボランティア等で支援やサービスを提供する場合、守秘義務契約を明確にする必要がある。

##### 4-3 データの流出等の目的外利用による契約違反への対処をどうするか？

情報を記録したり、電子化すると、そのデータが目的に反して流出し、目的外で利用されてしまう可能性がある。例えば、書類を電車に置き忘れたり、書類が盗難にあつたり、電子データが不正アクセスによって流出する等で、プライバシーが侵害される場合である。このような事故や事件の防止策を立てることは重要であるが、完全に防ぐことは難しい。そこで、これら個人情報の目的外利用による契約違反の際の対処についても明確にしておく必要がある。

#### 5 まとめ

コミュニケーションが困難な重度障害のある人への支援やサービスを充実していくためには、支援者に対して個人情報の開示が必要になる。その際、法律や契約等に基づいて個人情報を保護しなけれ

ばならない。本報告では、個人情報を保護するために策定されている法令・条約・基準を整理した。また、支援・サービス内容の充実とプライバシー保護の両立の際に、留意すべき点をまとめた。